

議案第 2 号

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

時限措置に係る規定について、所用の整理を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成 27 年 3 月 日 公布  
里 庄 町 条 例 第 号

里庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する等の条例

(里庄町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 里庄町職員の給与に関する条例(昭和 27 年里庄町条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から第 6 項までを削る。

(町長等及び職員の給与の特例に関する条例の廃止)

第 2 条 町長等及び職員の給与の特例に関する条例(平成 25 年里庄町条例第 18 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。